

長崎外国語大学 保護者会会則

(目 的)

第1条 本会は、長崎外国語大学（以下、「大学」という。）の学生の教育及び福利厚生に関する事業を支援し、大学との情報交換、会員相互の親睦を密にし、もって大学等の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、長崎外国語大学保護者会（略称「長崎外大保護者会」）と称し、事務所は大学に置く。

- 2 事務所の責任者を大学事務長とし、会長が委嘱する。
- 3 事務所は、本会の会務の運営および会計の管理を行う。
- 4 事務所は、事業報告書案および決算報告案を作成する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の課外教育及び課外活動（政治的活動、大学教育上不適切な活動等を除く。）の支援に関すること。
- (2) 学生の福利厚生に関する事業に対する支援に関すること。
- (3) 学生生活全般にわたる大学との情報交換に関すること。
- (4) 正会員相互の親睦、情報交換、研修等に関すること。
- (5) その他、大学の教育の発展に寄与すると保護者会が認めた事業に関すること。

(会 員)

第4条 会員は、正会員と賛助会員とする。

- (1) 正会員は、大学に在籍する学生の保護者又はこれに準ずる者。
- (2) 賛助会員は、上記以外のもので保護者会の目的、事業に賛同する者で、理事会が承認した者。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長（指名副会長が事故あるときは、他の副会長。以下同じ）がその職務を代行し、会長が欠員となった場合は、その職務を代理する。

4 総務理事は、総会、理事会等の議事を記録し、会長の指示に基づき総務関係会務を処理する。

5 理事は、会務に参画し、担当する会務を処理する。

6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出・委嘱)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 理事のうちから、総務担当理事を会長が委嘱する。
- 3 役員の就退任に関する基本的事項は別に定める。

(任 期)

第7条 役員の任期は当該年度の定期総会の翌日から次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

2 会長、副会長、監事に欠員を生じた場合、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第8条 本会の顧問を学長とし、会長が委嘱する。

2 顧問は、会の運営に関し、会長の相談に応ずる。

(組 織)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、その構成員を正会員とし、毎年1回、定期に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができるものとする。

(1) 総会には、賛助会員も出席することができる。ただし、発言は認められるが議決権はない。

(2) 会長は、顧問及び事務所責任者に出席を要請することができる。

(3) 総会における決定事項は次のとおりとする。

ア 事業報告及び決算の承認に関すること。

イ 事業計画及び予算の決定に関すること。

ウ 役員の選出及び承認に関すること。

エ 会則の制定、改廃に関すること。

オ その他会の運営に関する重要な事項

(4) 総会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立する。

(5) 総会の決議は、出席者の過半数（表決委任状を含む。）の賛成で成立するものとする。

3 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、会長が必要と認めるときはいつでも開催することができる。

(1) 会長は、顧問及び事務所責任者に出席を要請することができる。

(2) 理事会における処理事項は次のとおりとする。

ア 理事会は、総会処理事項以外の事業計画に関する一般会務を処理する。

イ 重要事項で緊急を要する事項については、理事会の決定をもって総会の決定に代えることができる。ただし、この場合は、直近の総会において報告し、承認を得なければならない。

(3) 理事会は、構成員数の過半数の出席で成立する。

(4) 理事会の決議は、出席者の過半数の賛成で成立するものとする。

(経 費)

第10条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会 費)

第11条 正会員の会費は、年額 10,000 円とし、各年度（春学期）の学生校納金に加えて納入するものとする。

2 賛助会員の会費は、年額 5,000 円とし、年度当初に納入するものとする。

3 既納の会費は、返還しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(帳 簿)

第13条 本会に次の帳簿を置く。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計帳簿
- (3) 事業記録簿

(実施に関し必要な事項)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の事業執行上必要な事項については、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、2007（平成17）年6月23日から施行し、第11条第1項の規定は、2007（平成17）年4月1日以降の新入会員から適用する。

附 則

この会則は、2008（平成18）年5月31日から改正施行する。

附 則

この会則は、2012（平成24）年5月26日から改正施行する。

附 則

この会則は、2018（平成30）年7月14日から改正施行する。

附 則

この会則は、2025（令和7）年5月19日から改正施行する。